

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	須崎市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.susaki.lg.jp/life/list.php?hdnSKBN=C&hdnZoku=1070&hduJPN=%C6%FC%CB%DC%B8%EC

執行機関名 須崎市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	須崎市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年須崎市条例第43号)による乳幼児等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第一の項 須崎市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年須崎市条例第43号)による乳幼児等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	須崎市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年須崎市条例第43号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の <u>健やかな成長</u> に資することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>乳児、幼児、児童、生徒</u> (以下「 <u>乳幼児等</u> 」という。)及び重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		須崎市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年須崎市条例第43号) 須崎市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和49年10月25日規則第23号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	須崎市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年須崎市条例第43号)第1条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	須崎市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和49年須崎市規則第23号)第2条の受給資格の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務(須崎市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年須崎市条例第43号。以下「福祉医療助成条例」という。))第3条第1項第1号に該当する助成対象者(乳幼児等に係る部分に限る。)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	須崎市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和49年須崎市条例第23号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該請求に係る一般受給者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 ロ	須崎市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和49年須崎市条例第23号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。))又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。))又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	須崎市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年須崎市条例第43号)第1条
②事務の内容	児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	須崎市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和49年須崎市規則第23号)第2条の受給資格の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務(須崎市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年須崎市条例第43号。以下「福祉医療助成条例」という。))第3条第1項第1号に該当する助成対象者(乳幼児等に係る部分に限る。)
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 イ	須崎市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和49年須崎市条例第23号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 ロ	須崎市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和49年須崎市条例第23号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報